

やまぐちの環境

～健全で恵み豊かな環境の保全と創造をめざして～



山口県

はじめに

きれいな水と澄みきった空、そして緑豊かな大地。私たちの暮らしを取り巻くこれらの環境は、人々が生活していくうえで最も大切なものであり、かけがえのないものです。

近年、私たちを取り巻く環境問題は中小河川の汚濁や大気汚染など身近な問題から、地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模の問題まで広い範囲にわたるとともに、ダイオキシンや環境ホルモン等に起因する新たな問題も発生するなど、ますます複雑化、多様化しています。

こうした環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に起因しているものであり、この解決のためには、一人ひとりが環境とのかかわりを認識し、環境にやさしいライフスタイルを身につけ、自らの行動を環境への影響の少ないものに変えていくことが必要となっています。

このため、県では、平成9年度に環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「やまぐち環境創造プラン」や県自らが率先して環境保全に関する行動を進めるための「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」を策定するなど、環境への負荷の少ない循環型社会に変えていくための取組を総合的に推進しているところです。

この冊子は、山口県の環境の現状と環境保全に関する取組をまとめたものですが、これを通じて環境問題とその施策に対する県民の皆様のご理解がさらに深まり、よりよい環境づくりが一層進むことを願います。

平成11年3月

山口県環境生活部長 村岡正義

目 次

最近の動向	1
1 やまぐち環境創造プランの推進	1
2 環境パートナーシップの推進	1
3 事業活動における環境配慮の推進	1
4 地球環境問題への対応	1
5 廃棄物問題への対応	2
6 山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進	2
7 新たな環境問題への対応	2
環境の現況と対策	4
1 環境施策の総合的な推進	4
やまぐち環境創造プラン	4
公害防止計画の推進	5
環境影響評価の推進	5
環境情報の整備・提供	6
調査・研究等の推進	6
公害苦情・紛争処理	6
環境保全関係融資制度等の拡充	7
土地利用の適正化	8
環境に配慮した産業の育成	8
2 環境への負荷の少ない循環型社会の構築	9
廃棄物の減量化・リサイクル	9
大気環境の保全	11
水環境の保全	14
騒音・振動の防止	16
土壌環境の保全	18
3 自然と人との共生する豊かでうるおいのある環境の確保...18	
豊かで多様な自然環境の保全	18
野生生物の保護と共生	19
身近な緑の保全と創造	20
親しみやすい水辺の保全と創造	21
良好な景観や歴史的環境の保全	21
自然と人とのふれあいの確保	22
4 すべての者の参加による自主的取組の促進	23
県民、事業者等の自主的取組の促進	23
パートナーシップによる自主的取組の促進	24
環境教育・環境学習の推進	24
5 地球環境の保全と国際協力の推進	25
地域からの地球環境保全の推進	25
国際協力の推進	26
やまぐち環境創造プランの目標	28
「地球となかよし」自己点検表	29
環境保全活動推進アドバイザー派遣制度	30
環境保全行政の担当課所	31

最近の動向

1. やまぐち環境創造プランの推進

生活排水による河川等の水質汚濁や自動車等による騒音、廃棄物、ダイオキシンや環境ホルモン、地球温暖化の問題など複雑化、多様化した地球規模にまで広がる環境問題を解決するためには、社会経済システムやライフスタイルを見直し、環境への負荷を低減するための行動を起こすことが必要です。

このため、県では、平成7年に制定した「山口県環境基本条例」の基本理念の実現に向けて、環境の保全と創造のための施策を長期的視点に立ち、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成10年3月に「やまぐち環境創造プラン（山口県環境基本計画）」策定しました。

今後、このプランに基づき、種々の環境保全施策を推進していきます。

基本目標

健全で恵み豊かな環境の保全と創造

長期的目標

環境への負荷の少ない循環型社会の構築

自然と人との共生する豊かでうらおいのある環境の確保

すべての者の参加による自主的取組の促進

地球環境の保全と国際協力の推進

共通的・基盤的施策の推進

2. 環境パートナーシップの形成

地球環境問題に見られるように、空間的にも時間的にも広がりが増した環境問題を解決するためには、一人ひとりの努力はもちろんのことですが、あらゆる主体が協力し、連携すれば大きな効果が得られることから、県民・民間団体、事業者、行政が環境パートナーシップを形成して協力・連携しながら自発的・主体的に環境を保全し、良好な環境を創造する取組を進めていきます。

3. 事業活動における環境配慮の促進

健全で恵み豊かな環境の保全と創造を進めていくためには、事業者の役割は重要であり、自主的な環境配慮を進めていく必要があります。

このため、やまぐち環境創造プランにおいて、事業者の役割と行動を明確にするとともに、各種事業における環境配慮の促進を図ることにしています。なお、最近、企業の中に環境マネジメントシステムの国際規格である環境管理・監査システム（ISO14000シリーズ）の認証取得への取組が活発化していることから、中小企業が取得する際の融資制度等を設けています。

4. 地球環境問題への対応

地球環境問題は、社会経済活動による環境への負荷が長年にわたり蓄積されたことにより生じたものであり、国際的かつ長期的な対応が求められ、実施可能なものから着実に対策を講じていかなければなりません。

このためには、県民、事業者、行政がそれぞれの立場で地域からの取組を着実に実施することが必要であり、県は、次の施策を推進しています。

普及啓発

快適なくらしフェアの開催、パンフレットの配布、ビデオ、パネルの貸し出し、樹木の大气浄化能力調査、こどもエコクラブへの支援等

実践活動の促進

環境アドバイザーの派遣、環境保全功労者等の表彰、快適なくらしづくり山口県推進協議会等を通じた実践活動等

県民運動の推進

地球となかよし県民運動（地球温暖化防止県民運動）

5. 廃棄物問題への対応

経済発展に伴う生産、消費の拡大、生活様式の多様化等により、廃棄物の量は増加し、その質も多様化しています。その一方で、廃棄物焼却施設等から排出されるダイオキシンや最終処分場などの処理施設の確保が困難であることや不法投棄が後を絶たないことなどが大きな問題となっています。

こうした問題を解決するためには、生産、消費、廃棄等すべての段階において、廃棄物の発生を抑制するとともに、積極的に再使用、再生利用するなど「循環型社会」への転換を図る必要があります。

このため、関係法の改正により、缶やびんなどの容器包装廃棄物のリサイクルを促進することや使用済みの家電製品をリサイクルする仕組みづくりもスタートしました。

県では、「山口県廃棄物減量化等推進計画」等に基づき、廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクルおよび適正処理の推進を図ることにしています。

さらに、平成10年度から、県内の産業特性を活かした廃棄物の資源化を進め、最終的に廃棄物の排出ゼロをめざす「ゼロエミッション」に取り組んでいます。

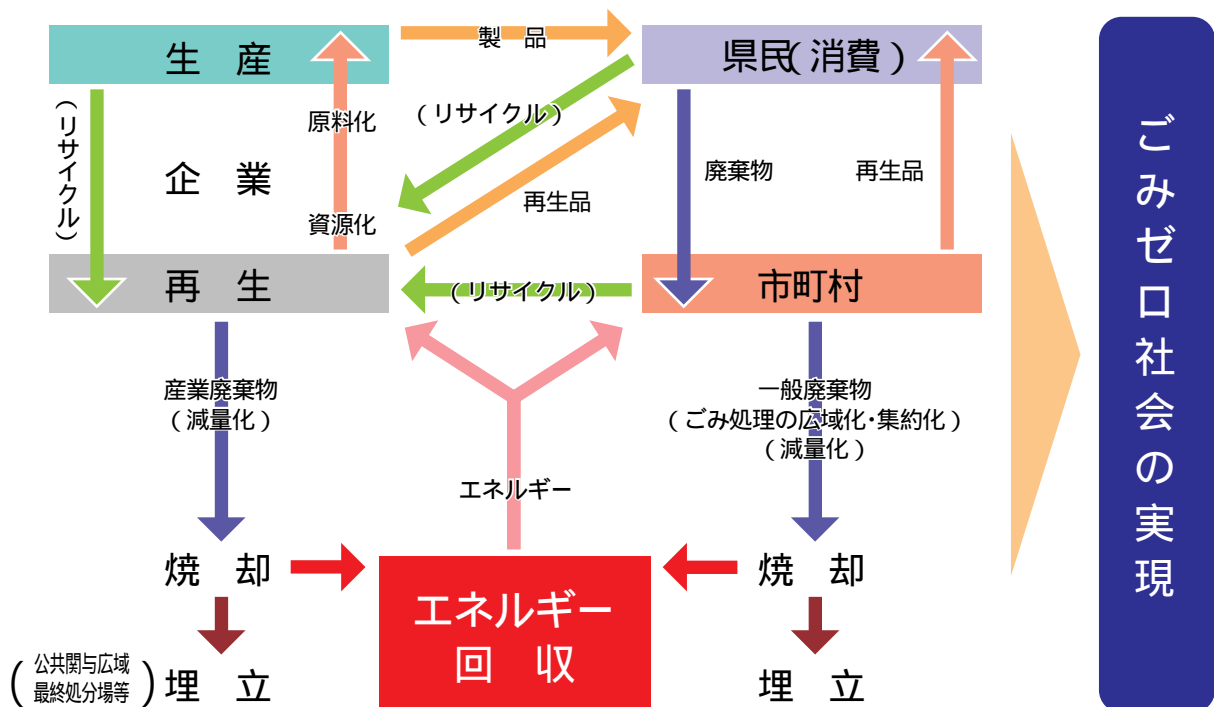
6. 山口県庁エコ・オフィス実践プランの推進

県は、事業者、消費者として県内の経済活動において大きな位置を占めており、県自らが率先して省資源・省エネルギー、ごみの減量化・リサイクルなどの環境保全に向けた行動を進め、環境負荷の低減を図る必要があります。

このため、県の事業者・消費者としての立場で取り組むべき環境保全のための具体的な行動計画として、平成10年3月に「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」を策定し、電気・ガス使用量の5%削減、コピー用紙の使用量10%削減などの数値目標を掲げ、その達成に向け積極的に取り組んでいます。



ごみゼロ社会づくり推進フロー



7. 新たな環境問題への対応

(1) ダイオキシン類

ダイオキシンは、物質の燃焼過程や化学物質の合成過程で非意図的（自然）に発生してしまう化学物質で、ポリ塩化ジベンゾジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）の総称です。

毒性は、発ガン性、^{さいきけいせい}催奇形性、生殖毒性などがあります。

主な発生源は、ごみの焼却、金属精錬などで、こうして排出されたダイオキシンは土壌や河川を汚染し、さらに食物連鎖により生物に蓄積することにより、人の健康や生態系への影響が懸念されています。

この対策として、国は、平成9年8月に大気汚染防止法を改正し、人の健康被害を未然に防止するため、その排出を早急に抑制する必要がある物質（指定物質）に指定するなど規制の強化を図っています。また、「ダイオキシン対策5か年計画」を策定し、平成10年度から5か年で発生源対策、総合モニタリング調査、調査研究等を進めています。

県では、平成9年6月に「ダイオキシン対策庁内連絡会」を設置し、ごみ焼却施設等の発生源に対する監視・指導、大気環境濃度の測定、情報提供等を行っています。また、平成10年7月に「山口県ダイオキシン類総合対策会議」設置しており、今後、ダイオキシン類対策の基本的な指針を策定することにしています。

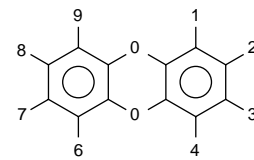
(2) 環境ホルモン

環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）は、人や野生生物の内分泌作用をかく乱し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼす可能性が指摘されており、ダイオキシン類やDDT、クロルデン等の農薬、ビスフェノールA、フタル酸エステル類等の約70種の化学物質があると言われています。

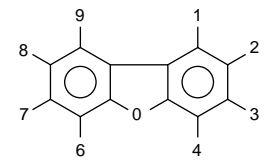
この対策として、国では、対応方針を定め、平成10年度緊急全国一斉調査として、河川、海、底質などの汚染の実態調査を進めています。

県では、国の調査に協力するとともに、平成10年6月に「環境ホルモン問題連絡会」を設置し、新たな科学的知見等の情報収集に努め、対応方法を検討していくことにしています。

ダイオキシンの構造

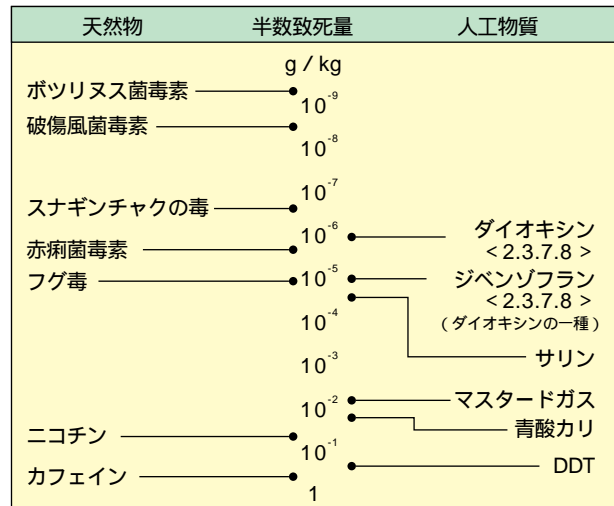


ポリクロロジベンゾジオキシン (PCDD)



ポリクロロジベンゾフラン (PCDF)

いろいろな毒性物質



ねずみ(ラットやマウス)に与えたときに半数のねずみが死亡する量 (環境庁資料)

発生源別ダイオキシン発生量 (g-TEQ/年)

発 生 源	ダイオキシン排出量
一般廃棄物焼却炉	4300
産業廃棄物焼却炉	547 ~ 707
金属精錬	250
石油添加剤 (潤滑油)	20
たばこの煙	16
回収黒液ボイラー	3
紙の漂白工程	0.78
木材・廃材の焼却	0.2
自動車排出ガス	0.07
農薬製造 (PCNB)	0.06
合計	5140 ~ 5300

(一般廃棄物焼却炉は、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」より)

(漂白工程と農薬製造は環境庁

その他は平岡京都大学名誉教授の試算より)

環境の現況と対策

1. 環境施策の総合的な推進

(1) やまぐち環境創造プランの推進

山口県環境基本条例に基づき、21世紀に向けた新しい環境づくりの基本的な方向を示す「やまぐち環境創造プラン - 山口県環境基本計画 - 」を平成10年3月に策定しました。

このプランは、21世紀を展望した長期的な目標を示すとともに、それを達成するための施策の具体的な方向及び県民、事業者等に期待される取組を明らかにすることにより、環境保全施策を総合的、計画的に推進するものです。

基本目標

健全で恵み豊かな環境の保全と創造

長期的目標

環境への負荷の少ない循環型社会の構築

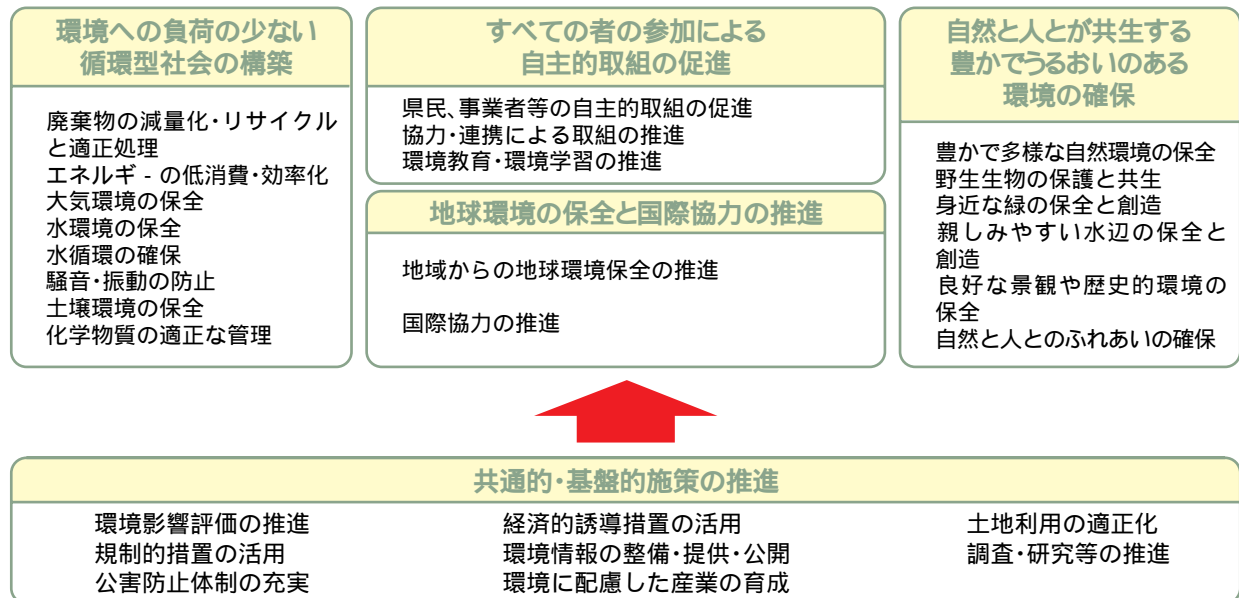
自然と人が共生する豊かでうるおいのある環境の確保

すべての者の参加による自主的取組の促進

地球環境の保全と国際協力の推進

共通的・基盤的施策の推進

長期的目標ごとの具体的な施策



重点プロジェクト

ごみゼロ社会づくり
産業廃棄物の適正処理
エコ自動車社会の実現
流域からの水環境保全
多様な自然や野生生物の保護と共生
緑豊かで個性あふれる景観づくり

自然と人との豊かなふれあいの促進
環境にやさしいライフスタイルの確立
環境パートナーシップの形成
地域からの地球環境保全の推進
総合的な環境配慮の推進
環境にやさしいまちや里づくり

(2) 公害防止計画の推進

公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき現に公害が著しい地域等において公害防止に関する事業及び施策を総合的、計画的に講じるために策定する計画であり、全国では、34地域において策定されています。

本県では、岩国地域、周南地域、下関・宇部地域について、それぞれ公害防止計画を策定し、各種の公害防止施策を推進しています。

公害防止計画の策定状況

地域名 区分	岩 国	周 南	下関・宇部
計画策定指示	10年9月25日	6年9月20日	7年9月22日
計 画 承 認	10年度	6年度	7年度
計 画 の 期 間	10年度～14年度	6年度～10年度	7年度～11年度
地 域 の 範 囲	岩国市	徳山市 防府市 下松市 光市 新南陽市	下関市 宇部市 小野田市 美祢市 山陽市

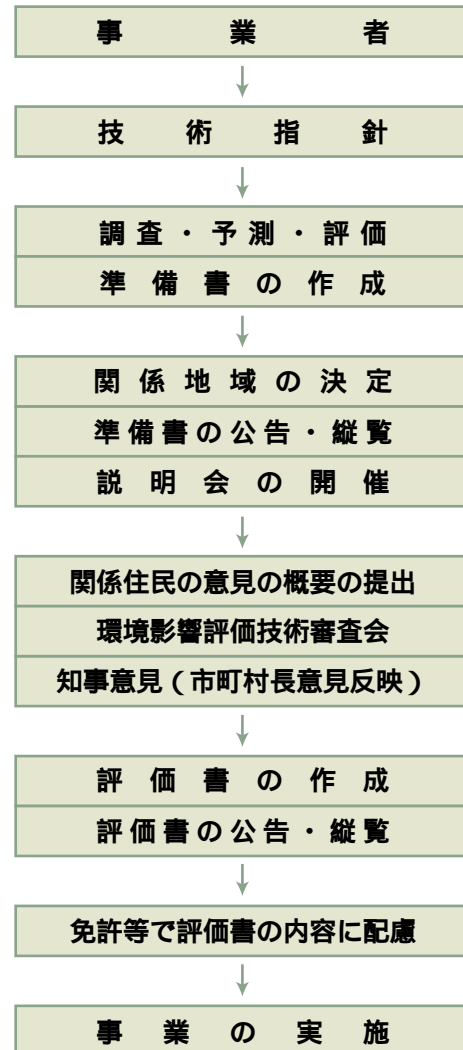
(3) 環境影響評価の推進

環境影響評価（環境アセスメント）とは、事業者が大規模な開発事業の実施前に、あらかじめ、事業による環境影響について、調査、予測及び評価を行うとともに、その結果を公表し、地域住民等の意見を聴き、適切な環境保全対策をとることによって環境の悪化を未然に防止するものです。

国の制度による環境影響評価には閣議決定要綱によるものと個別法に基づくものがあり、本県では国の制度とは別に「山口県環境影響評価等指導要綱」を定めています。平成9年度に指導・審査した件数は、40件でした。

平成9年6月に環境影響評価法が制定され、平成11年6月から全面施行されることとなります。また、平成10年12月に「山口県環境影響評価条例」を制定しており（施行は平成11年6月）、環境影響評価制度の充実・強化を図ることにしています。

環境影響評価の手続き



環境影響評価の指導・審査件数 (平成9年度)

事業の種類		指導・審査件数	うち、9年度に審査完了したもの
国要綱	道路埋立	3	
	路面整備	1	
	その他	2	1
県指導要綱	道路	1	1
	ダム	1	1
	工業団地	1	
	運動・レジャー施設その他	2	1
		3	
その他	公有水面埋立	10	2
	港湾計画	5	2
	その他	2	
その他		9	5
計		40	13

注) 県指導要綱の件数には、国要綱分は含まない。

(4) 環境情報の整備・提供

快適環境づくりシステム

各種の行政計画の策定や開発事業を実施する場合、事前に地域の環境特性を十分把握するとともに、対策を検討し環境への影響を少なくすることが必要です。このシステムは、本県の地形、水系、動植物の分布、土地利用等地域の環境を構成している自然的・社会的条件をコンピュータにより画像化した地図情報としてまとめたもので、平成9年5月に運用開始しており、今後その活用を図っていきます。

地図情報

大分類	地図名称
土地利用	基本計画、都市計画、防火等、農業地域、森林地域、自然公園
自然環境保全	鳥獣保護、緑地環境保全地域
動物・植物	動物の分布、植物の分布、植生区分
公害規制	騒音・振動・悪臭規制地域、水質汚濁監視地域、新幹線騒音・航空機騒音・自動車騒音規制地域、交通量分布
防災関係	防災関係、山腹崩壊等
景観形成	景観形成都市計画、景観特性
生活環境	給水区域、浄水場、下水処理区域、し尿処理施設等、ごみ焼却場、粗大ごみ処理施設等
地質図・土地利用	地形分類、土壌分類、地質区分、土地利用、標高区分
海岸・港湾	潮流、港湾区域、漁業権
基本的構成	行政界、鉄道、道路等
観光	史跡・天然記念物、指定文化財等
社会・文化	文教施設、動物園・水族館、県の機関等

山口県環境ホームページの開設

本県における環境の現状と課題、県が取り組んでいる環境施策を紹介し、県民の環境問題に対する理解と認識を深め、環境の保全と創造に向けた行動を促進していくため、平成11年2月に「山口県環境ホームページ」を開設し、運営しています。今後、ホームページの内容を充実するとともに、県民との新しいコミュニケーションを図っていきます。

URL

<http://www.pref.yamaguchi.jp/kankyo/>

(5) 調査・研究等の推進

本県では、衛生公害研究センター、工業技術センター、農業試験場、畜産試験場、水産試験場で環境に関する調査研究を実施しています。

衛生公害研究センター

大気、水質等に及ぼす環境汚染要因を科学的に究明するため、長期的な計画に基づいて調査研究を行っています。

工業技術センター

環境への負荷の少ない工業技術に関する試験研究を通じて、県内中小企業の環境に関する意識啓発を図っています。

農業試験場

県内農用地土壌の重金属等の含有率調査、農作物の残留農薬調査などを行っています。

畜産試験場

家畜ふん尿及び排水の有効な処理技術と堆肥としての利用技術に関する研究を行っています。

水産試験場

漁場環境と漁業生産との関連性を把握するため、日本海沿岸及び瀬戸内海沿岸の水質、藻場環境調査を実施しています。また、赤潮発生メカニズムの解明調査を行っています。

(6) 公害苦情・紛争処理

公害苦情の処理体制

公害に関する苦情は、住民の生活に密着した問題であり、迅速かつ適切な処理を図ることが必要です。このため、県及び市町村では、公害苦情相談員の選任など、公害苦情を処理する組織の整備、充実を図っています。

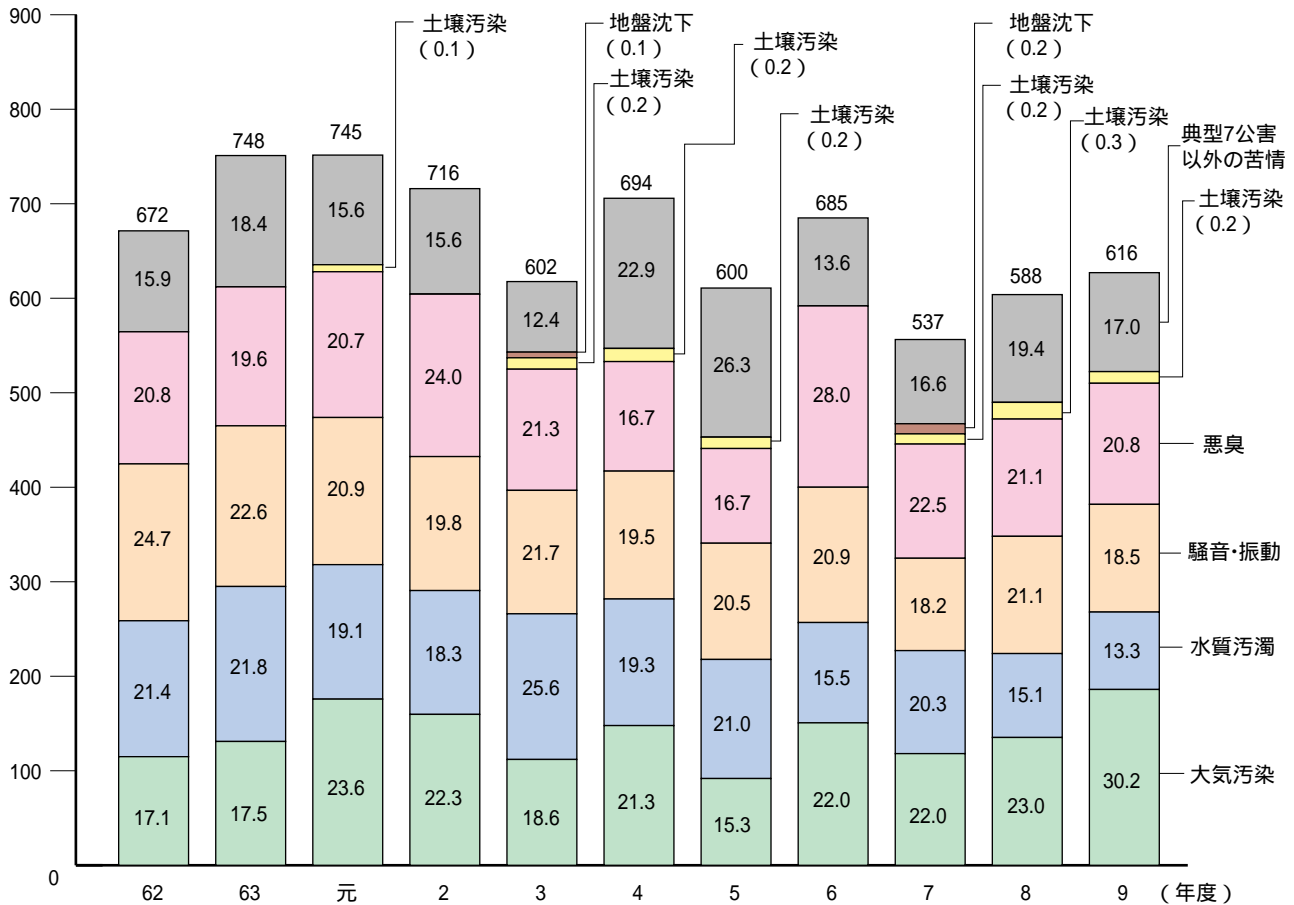
公害苦情の処理体制

区分	公害苦情処理事務を行う職員			
	公害苦情相談員	その他	合計	
県	本庁	4	10	14
	出先機関	19	25	44
	計	23	35	58
市	本庁	22	46	68
	出先機関	-	-	-
	計	22	46	68
町村	本庁	18	93	111
	出先機関	-	-	-
	計	18	96	111
合計		63	174	237
公害監視員・モニターの設置状況		下関市 30、山口市 16		

公害苦情の発生状況

平成9年度の公害苦情は616件で、公害の種類別にみると、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、土壌汚染、地盤沈下の「典型7公害」に関するものが511件で83%を占めています。このうち、大気汚染が最も多く、次いで悪臭、騒音・振動、水質汚濁の順となっています。

公害の種類別苦情件数及び構成比の推移



(注) 図中の数値は構成比(%)

公害苦情の処理状況

平成9年度において処理すべき公害苦情665件で、直接処理(解決)したものの546件、他へ移送したものの21件、10年度に繰り越されたものの52件、その他46件となっており、処理率は82%となっています。

公害苦情の処理状況の推移

区分		年度				
		5	6	7	8	9
処理 件数	山口県	548 (80.6)	594 (84.6)	490 (86.1)	506 (82.7)	546 (82.1)
	全国	77,233 (88.7)	60,045 (84.7)	56,373 (83.7)	57,341 (83.2)	65,390 (83.3)

(注) () 内は、処理率(%)である。

公害紛争の処理

公害苦情の中には、苦情申立人が発生源に対して損害賠償を求めて争うというような公害紛争に発展するケースもみられます。

このような紛争を一般的な訴訟手続きよりも簡便かつ迅速適正に解決するため、県は公害審査会を設置（昭和45年12月）し、あっせん、調停及び仲裁を行っています。設置以来、4件の事案を処理しています。

警察における環境事犯の取締り状況

平成9年中に警察が検挙した環境事犯は、いずれも廃棄物関係事犯で64件62人で8年に比べ17件9人の増加となっています。なお、産業廃棄物関係の事犯が増加傾向にあります。

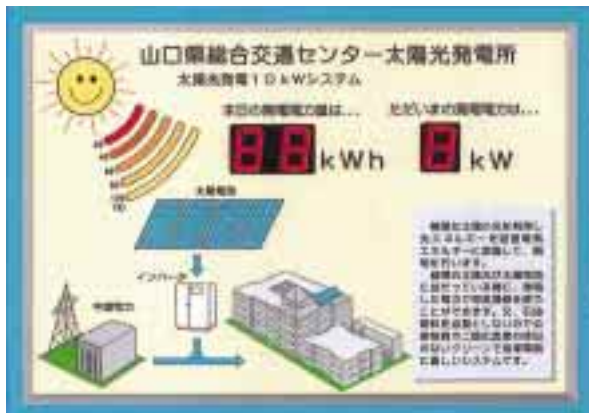
環境事犯の検挙状況 (平成9年)

	廃棄物関係事犯								計	
	一般廃棄物				産業廃棄物					
	不法投棄		不法処理		不法投棄		不法処理			
検挙数	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
	40	40	2	2	3	4	19	16	64	62

(7) 環境保全関係融資制度等の拡充

県では、自己資金で公害防止施設を整備することが困難な中小企業者を対象に融資制度を設け、公害防止施設に対する助成と公害防止施設を整備促進を図っています。

また、平成10年度から融資対象施設としてダイオキシン低減施設を追加し、さらに温室効果ガスの低減を図るため、中小企業者が行う低公害車、太陽光発電システム、風力発電システムの導入経費に対しても融資しています。



(8) 土地利用の適正化

山口県国土利用計画

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産活動等の共通の基盤です。

健康で文化的な生活環境の確保と県土の^{きんこう}均衡のある発展を進めるためには、^{ちゅうざい}長期的展望のもとに、総合的かつ計画的な県土の利用を行う必要があります。

この計画は、県土の利用に関する基本構想、農用地、道路、宅地等県土の利用区分ごとの規模の目標などを定めています。

都市計画等

都市計画で定める内容の一つに土地利用計画があります。その基本となるのが、都市計画区域を市街化区域及び市街化調整区域に区分する区域区分制度（線引き）であり、この制度の導入により無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図っています。

また、工場の立地に当たっては、周辺環境との調和に留意しながら、地域に適合した業種の誘導立地を図っています。さらに、一定規模以上の工場の新設・変更については、工場緑化の推進、環境施設の整備等工場敷地の利用の適正化について指導しています。



(9) 環境に配慮した産業の育成

県では、山口県創造技術研究開発費補助制度を設けており、中小企業の新技術研究、新製品開発等の経費の一部を補助しています。さらに、平成9年度から、「環境技術枠」を新設し、環境保全、省エネルギー等の環境関連技術に対して積極的に支援しています。

また、環境に優しい農業を目指して、家畜ふん尿の堆肥化等の意識啓発や栽培技術の指導などの対策を講じています。

2. 環境への負荷の少ない循環型社会の構築

(1) 廃棄物の減量化・リサイクル 廃棄物とは

廃棄物は、私たちの日常生活に伴って発生するごみやし尿などの一般廃棄物と工場や事業場の事業活動に伴って発生する産業廃棄物に区分されます。

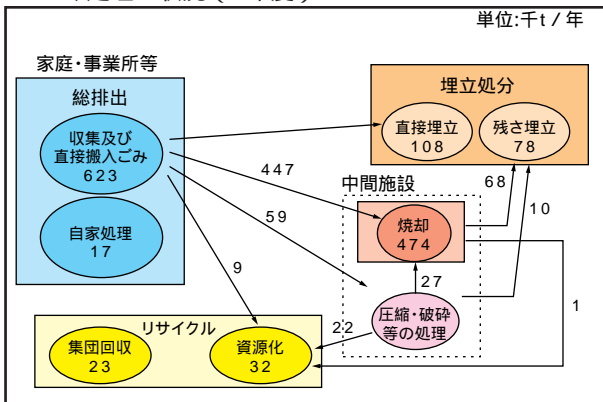
廃棄物の現況

一般廃棄物

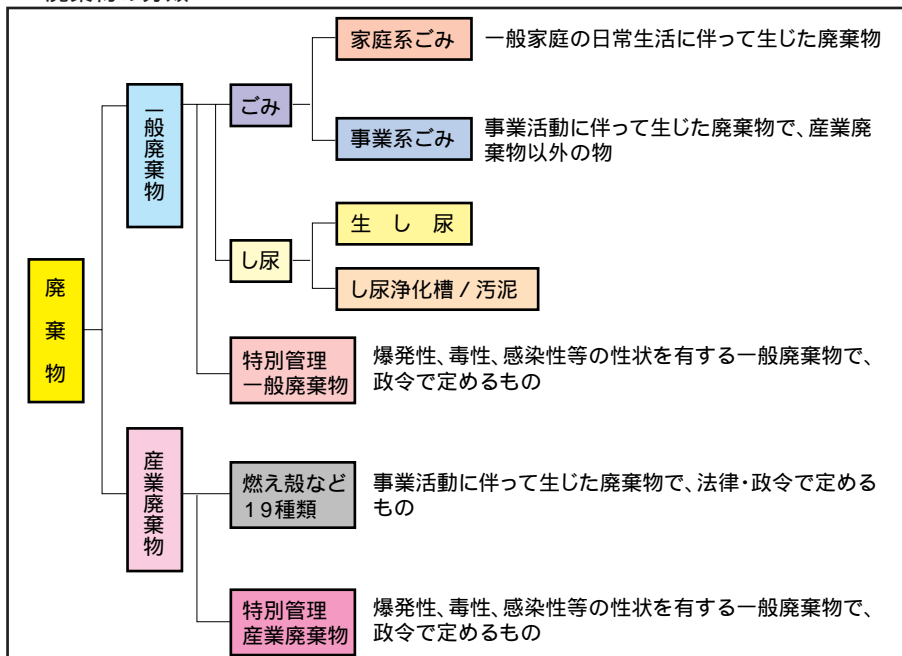
ごみ

平成8年度の総排出量は64万tで、そのうち焼却処理が47.4万t、埋立処理が18.6万t、資源化等が3.2万tとなっています（焼却灰の埋立等があるため、計は64万tにならない。）。また、市町村による資源化と集団回収を合わせたリサイクル量は5.5万tとなっています。

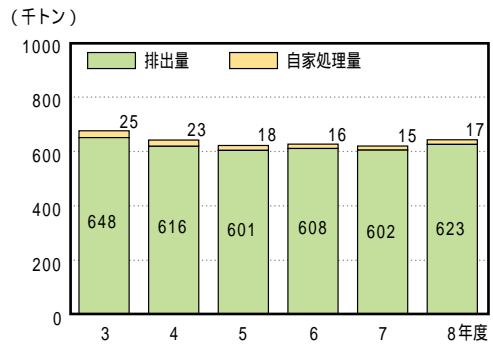
ごみ処理の状況（8年度）



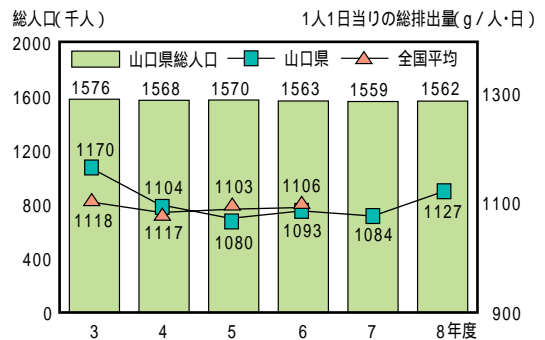
廃棄物の分類



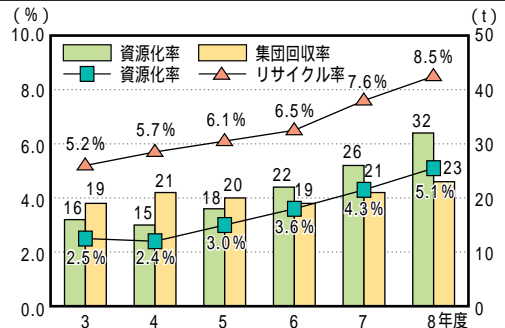
ごみ排出量の推移



1日1人当たりのごみ排出量の推移



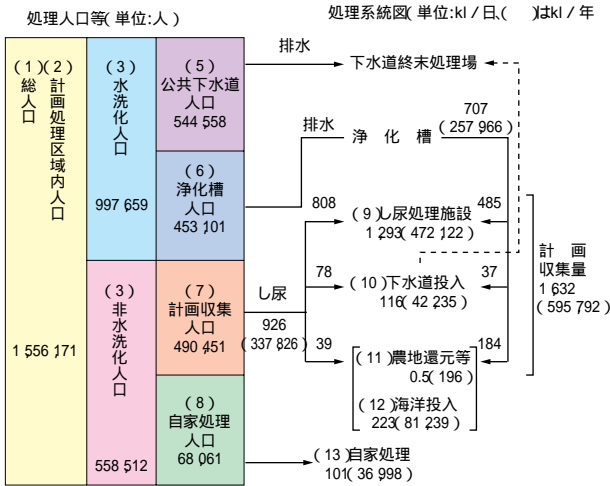
ごみの資源化率の推移



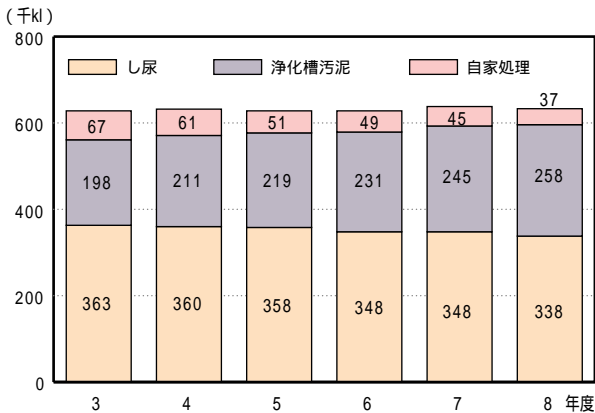
し尿

平成8年度の計画収集量は60万k lで、そのうちし尿処理施設による処理が47.2万k l、下水道投入による処理が4.2万k lなどとなっています。

し尿処理の状況（8年度）



し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移



産業廃棄物

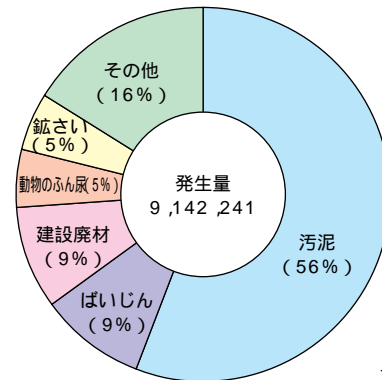
平成8年度の発生量は、914万tであり、汚泥が56%、ばいじん及び建設廃材がそれぞれ9%、動物のふん尿及び鉱さいがそれぞれ5%となっています。

業種別の発生量は、製造業が67%、建設業が10%、農業が5%などとなっています。

地域別の発生量は、周南地域が35%、宇部・小野田地域が29%、岩国・柳井地域が14%などとなっています。

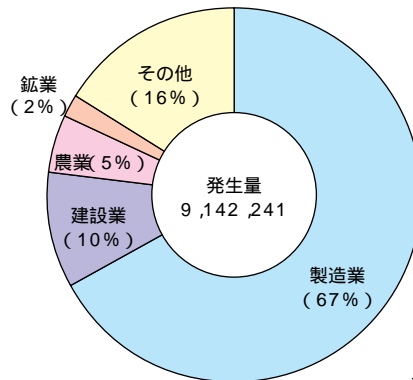
処理の状況は、発生量914万tのうち13%が有価物として利用され、残りは脱水、焼却などの中間処理により減量化され、一部は再利用されています。再利用できないものは、埋立により最終処分されています。

種類別発生量



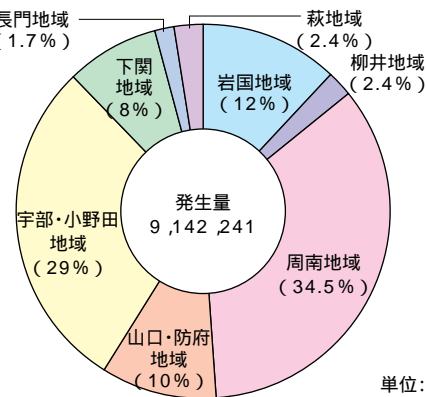
単位:トン/年

業種別発生量



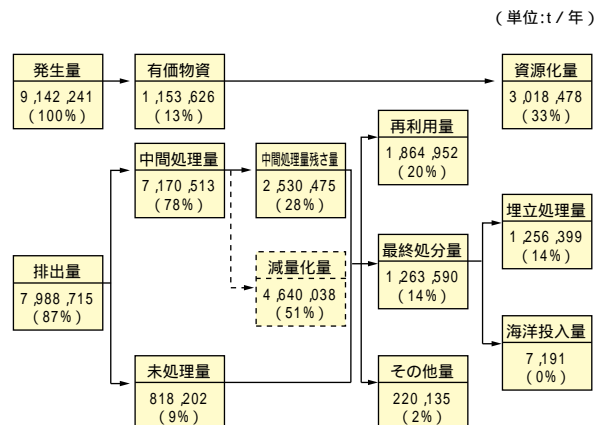
単位:トン/年

地域別発生量



単位:トン/年

産業廃棄物の処理フロー



図中の%表示については四捨五入の関係で収支があわない場合がある。

廃棄物対策

一般廃棄物

「単に燃やして埋める」というこれまでのごみ処理を見直し、行政、消費者、事業者の三者がそれぞれ役割分担して廃棄物の発生抑制、減量化・リサイクルを進めていきます。

また、物の燃焼などに伴って発生するダイオキシンは、その8割がごみ焼却施設に起因するといわれていますが、県内の19のごみ焼却施設すべてが緊急対策基準（1立方メートル当たり80ナノグラム未満）に適合しています。しかし、恒久的なダイオキシン対策のため、「廃棄物広域対策協議会」を設置し、焼却施設の集約化や新技術の導入に努めていきます。

産業廃棄物

産業廃棄物の排出事業者や処理業者が産業廃棄物を適正に処理するよう普及啓発を行うとともに立入調査などにより監視指導を行っています。

また、平成9年度からは、徳山、宇部の2か所に「山口県産業廃棄物監視パトロール班」を設置し、広域的な監視指導を行っています。

さらに、県下を6地域に区分し、産業廃棄物の排出状況や最終処分場の確保の緊急性等を考慮し、広域最終処分場の建設を促進しています。

(2) 大気環境の保全

大気汚染とは

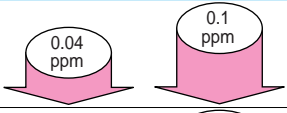
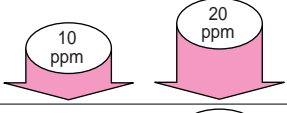
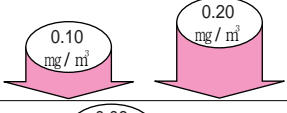
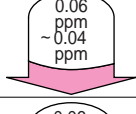
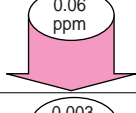
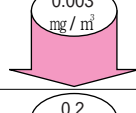
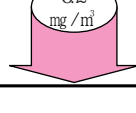
大気汚染とは、工場・事業場における事業活動に伴って発生するばい煙や自動車などから排出される汚染物質などによって空気が汚れ、人の健康や生活環境に悪い影響を与えるような状態をいいます。

環境基準

汚染物質が、呼吸器を通じて体内に取り込まれると健康を損なうことになったり、植物にも様々な影響を及ぼします。

このため、環境基本法により、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの8物質について環境基準が定められています。

大気汚染に係る環境基準

汚 染 物 質	人の健康への 主な影響	環 境 基 準
二 酸 化 い お う (SO ₂)	のどや肺を刺激し、気管支炎 や上気道炎などを起こす	 1時間値の1日平均値が 0.04ppm以下であり、かつ 1時間値が0.1ppm以下で あること
一 酸 化 炭 素 (CO)	血液中のヘモグロビンと結び つき、神経系に影響を与える	 1時間値の1日平均値が 10ppm以下であり、かつ1 時間値の8時間平均値が 20ppm以下であること
浮 遊 粒 子 状 物 質 (SPM)	肺胞に沈着し、気管支炎や上 気道炎などを起こす	 1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、か つ1時間値が0.20mg/m ³ 以 下であること
二 酸 化 窒 素 (NO ₂)	のどや肺を刺激し、気管支炎 や上気道炎などを起こす	 1時間値の1日平均値が 0.04ppmから0.06ppmま でのゾーン内又はそれ以 下であること
光化学オキシダント	目、のどなどを強く刺激する	 1時間値が0.06ppm以下 であること
ベ ン ゼ ン	高濃度の曝露により発ガン性 が認められる	 1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	高濃度の曝露により神経系へ の影響が認められる	 1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること

大気汚染常時監視体制

県内の大気汚染状況を把握するため、38の自動測定局（自動車排ガス測定局1局を含む。）で二酸化いおう、浮遊粒子状物質などを測定しています。

また、自動測定局以外の場所や突発的な大気汚染現象の解明のために、移動測定車「あおぞら号」による調査を行っています。

大気汚染測定局



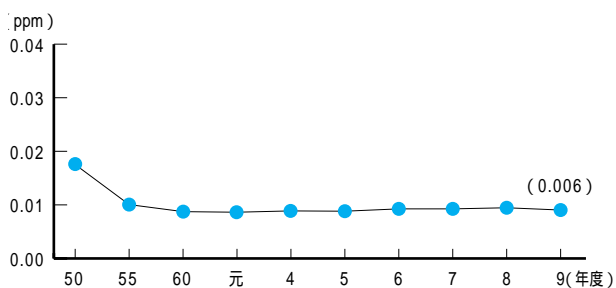
大気汚染の現況

平成9年度の大気汚染常時監視調査結果は、一般環境大気では、二酸化いおう、二酸化窒素及び一酸化炭素は全測定局で環境基準を達成しています。しかし、浮遊粒子状物質では、長期的評価で34局、短期的評価では15局において環境基準を達成しています。また、有害大気汚染物質であるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては、4か所のうちベンゼンは1か所で環境基準を達成していませんが、他の2項目は達成しています。

二酸化いおう

二酸化いおうは、いおう分を含む燃料（石炭、石油類、木材等）の燃焼に伴って発生し、ほとんどが工場・事業場から排出されますが、船舶、自動車（ディーゼル車）からも排出されます。

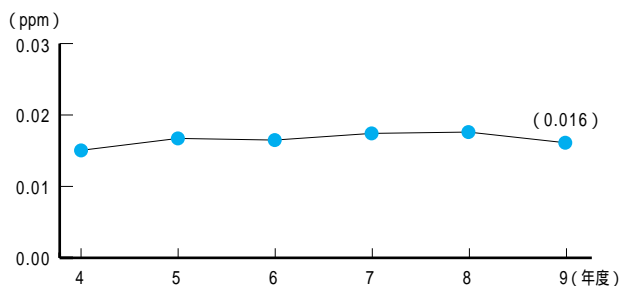
二酸化いおう濃度の推移（年平均値）



二酸化窒素

二酸化窒素は、物の燃焼時に燃料中に含まれる窒素や大気中の窒素が酸化して発生し、ほとんどが工場・事業場、自動車等から排出されます。近年では、自動車の急激な普及により、自動車排出ガスの影響が大きくなりつつあります。

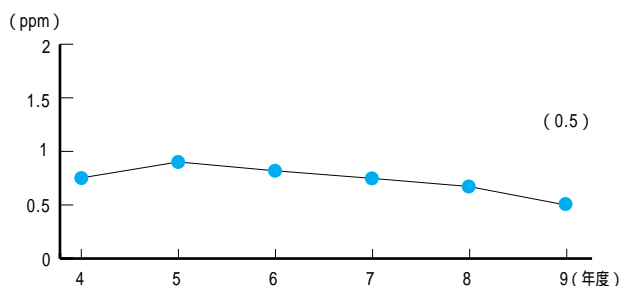
二酸化窒素濃度の推移（年平均値）



一酸化炭素

一酸化炭素は、主に炭素を含む物の不完全燃焼により発生し、その主な発生源は、自動車排出ガスです。

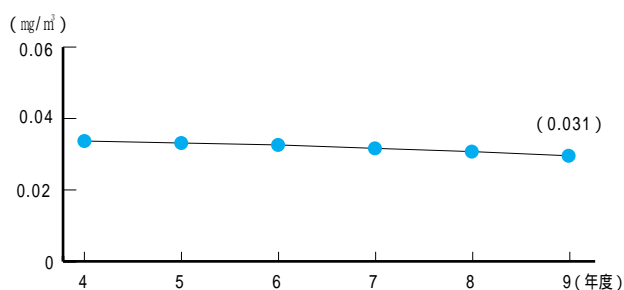
一酸化炭素濃度の推移（年平均値）



浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状物質の粒径10ミクロン以下の物質をいい、工場・事業場等から排出されるばいじん及び粉じん、自動車・船舶等から排出される粒子状物質のほか、風による土壌のまき上げ、波しぶきから発生する海塩粒子など、自然的に発生するものもあります。

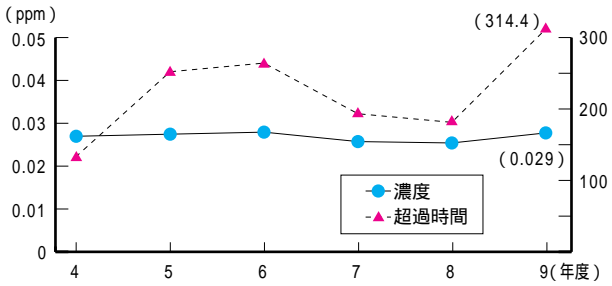
浮遊粒子状物質濃度の推移（年平均値）



光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場・事業場や自動車などから排出された窒素酸化物や炭化水素が、太陽光のエネルギーによって光化学反応を起こすことにより、二次的に生成する物質であり、オゾンもこれに含まれます。

光化学オキシダント濃度（年平均値）及び昼間の1時間値が0.06ppmを超過



大気汚染防止対策

大気汚染を防止するため、工場・事業場に対し、大気汚染防止法や県公害防止条例に基づき、届出の審査や立入検査等を実施することにより、汚染物質の排出濃度の規制、いおう酸化物排出量の総量規制等を行っています。自動車排出ガスについては、大気汚染防止法等で排出ガス規制がされています。従来のガソリン車やディーゼル車に比べて大気汚染物質の排出が少ない低公害車の普及が急がれています。県では、平成10年度末で5台の低公害車（電気自動車2台、ハイブリッド車3台）を導入しその普及に努めています。



悪臭とは

悪臭とは、人に不快感を与える臭いで感覚公害と呼ばれており、良好な生活環境を損なうものとしてとらえられています。悪臭防止法では22物質（アンモニア、硫化水素など）を悪臭物質として定めています。

悪臭物質と規制基準（単位ppm）

	特定悪臭物質	においの特徴	規制基準
1	アンモニア	刺激臭、し尿臭	1.0
2	メチルメルカプタン	タマネギの腐敗臭	0.002
3	硫化水素	卵の腐敗臭	0.02
4	硫化メチル	キャベツの腐敗臭	0.01
5	二硫化メチル	キャベツの腐敗臭	0.009
6	トリメチルアミン	魚の腐敗臭	0.005
7	アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	0.05
8	プロピオンアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	0.05
9	ノルマルブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	0.009
10	イソブチルアルデヒド	甘酸っぱい焦げた刺激臭	0.02
11	ノルマルパレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	0.009
12	イソパレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げ臭	0.003
13	イソブタノール	刺激的な発酵臭	0.9
14	酢酸エチル	シンナーのような刺激臭	3
15	メチルイソブチルケトン	シンナーのような刺激臭	1
16	トルエン	ガソリン臭	10
17	スチレン	都市ガスのようなにおい	0.4
18	キシレン	ガソリン臭	1
19	プロピオン酸	酸っぱい刺激臭	0.03
20	ノルマル酪酸	汗くさいにおい	0.001
21	ノルマル吉草酸	むれた靴下のにおい	0.0009
22	イソ吉草酸	むれた靴下のにおい	0.001

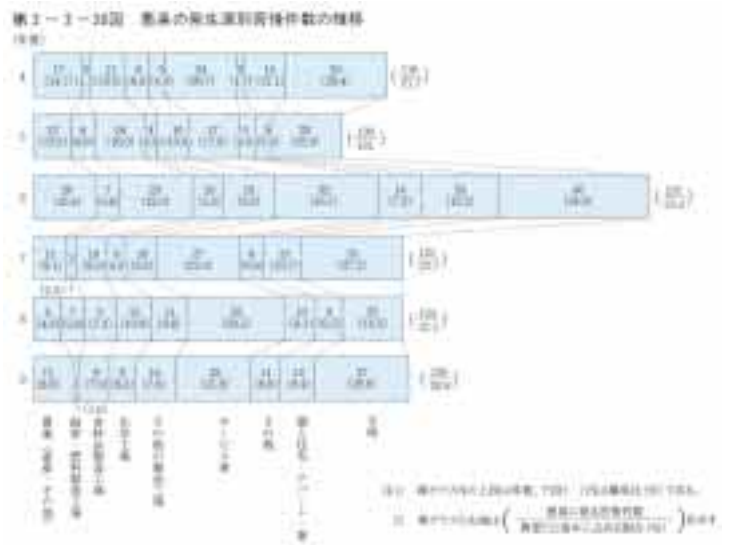
悪臭の現況と対策

悪臭に関する苦情は、例年数多く寄せられ、公害苦情の中で最も多い件数となっています。苦情の発生源別では、飲食店等のサービス業、個人住宅・寮、畜産、食料品製造・化学などの工場の順となっています。

県では、悪臭防止法により、規制地域を定め、規制物質（アンモニア、硫化水素など）ごとに発生源の排出濃度、敷地境界線における大気中濃度、排水中に含まれる濃度を規制しています。

また、法の規制が及ばない地域については、県公害防止条例により、法と同様の規制を行っています。さらに、県悪臭防止対策指導要綱により人の鼻を利用する三点比較式臭袋法^{においびくろ}による指導を行っています。

悪臭の発生源別苦情件数の推移



(3) 水環境の保全

水質汚濁とは

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などからの排水によって、河川、湖沼、海の水質が悪化したり、水底の土砂が汚染される現象をいいます。

環境基準

水が有害物質によって汚染されると、直接的には飲料水が、間接的には作物や魚介類を介して人の健康に影響を及ぼすことになります。また、農業ではかんがい用水の水質汚濁で農作物の収穫量が減ったり、漁業関係では赤潮の発生により水産生物の死滅などの影響があります。その他、悪臭や濁りなどのため、海水浴や川での水遊びができなくなります。

そこで、環境基本法により水質汚濁に係る環境基準が定められており、人の健康の保護に関する項目（健康項目）と生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）があります。

健康項目については、すべての水域について一律に定められており、生活環境項目については、水道、水産などの利水目的に応じて河川では6類型、湖沼では4類型、海域では3類型に分けられています。

監視測定体制

県では、公共用水域の水質汚濁の状況を常時監視するため、毎年「水質測定計画」を定め、水質調査を行っています。現在14海域、32河川、9湖沼について定期的に調査しています。



公害・漁業調査船「せと」

水質の現況

健康項目

平成9年度は、調査地点159地点延べ2,159項目について調査しましたが、1湖沼（自然由来のひ素）を除き、環境基準を達成しています。

生活環境項目

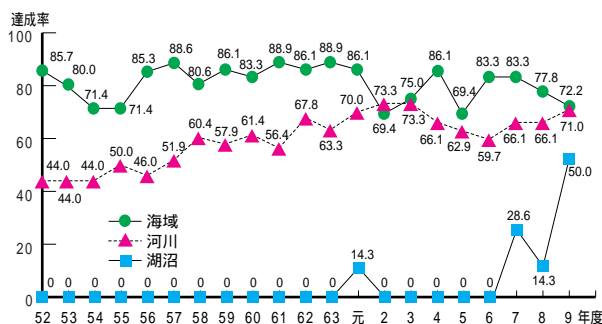
平成9年度調査の結果、有機汚濁の代表的指標であるCOD（化学的酸素要求量）及びBOD（生物化学的酸素要求量）でみると海域及び河川については、環境基準の達成率は72%程度と、一部の水域を除き比較的良好な水質を保っています。また、湖沼については、環境基準の達成率は50%とよくありません。

公共用水域の環境基準達成状況（平成9年度）

区分 水域名	達成	一部の類型を除き達成	未達成
海域	柳井・大島、平生・上関、徳山湾・笠戸湾・光、豊浦・豊北地先、油谷湾、仙崎・深川湾、萩地先、阿武地先	広島湾西部、三田尻湾・防府、中関・大海、響灘及び周防灘（宇部・小野田、下関）	山口・秋穂
河川	錦川、由宇川、田布施川、島田川、富田川、佐波川、榎野川、南若川、厚東川、厚狭川、有帆川、木屋川、綾羅木川、川棚川、深川川、掛瀬川、粟野川、三隅川、大井川、田万川	小瀬川、光井川、切戸川、夜市川、真綿川、友田川、阿武川	柳井川、土穂石川、平田川、未武川、武久川
湖沼	菅野湖、菊川湖、米泉湖、阿武川ダム貯水池		高瀬湖、常盤湖、小野湖、豊田湖

注) 1 環境基準達成とは、すべての環境基準点において、日間平均値の環境基準適合日数が総測定日数の75%以上である場合をいう。
2 海域及び湖沼はCOD、河川はBODである。

環境基準達成率の経年変化



地下水質の現況

概況調査

地下水の水質汚濁の状況を監視するため、平成9年度は、14市19町の118地点で調査しましたが、いずれの調査地点においても環境基準を達成しています。

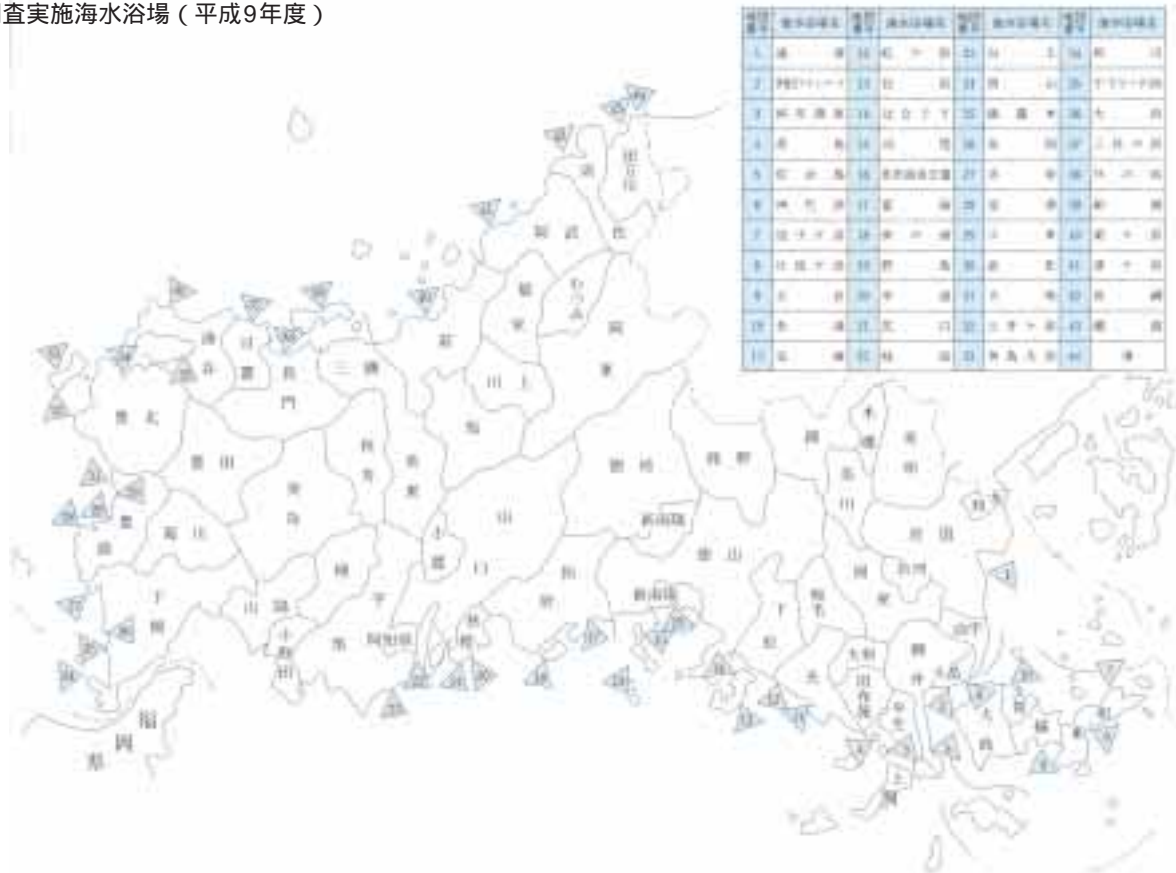
地域定期モニタリング調査

これまでに、テトラクロロエチレン等による地下水汚染が確認されている防府市等6市3町14地区でモニタリング調査しましたが、汚染物質の濃度はおおむね横ばいの状況です。

海水浴場の水質の現況

平成9年度、44か所の海水浴場の遊泳前の水質調査では、すべて遊泳に適した水質でした。

調査実施海水浴場（平成9年度）



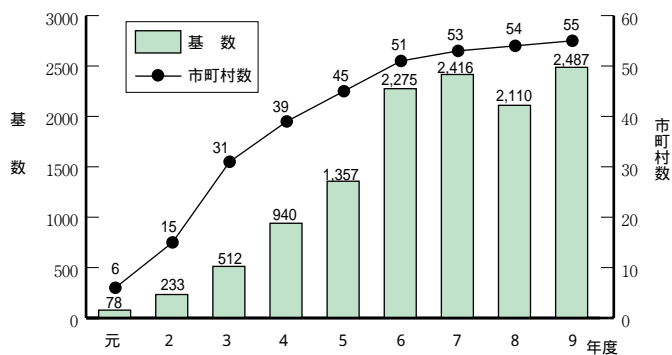
水質汚濁防止対策

公共用水域

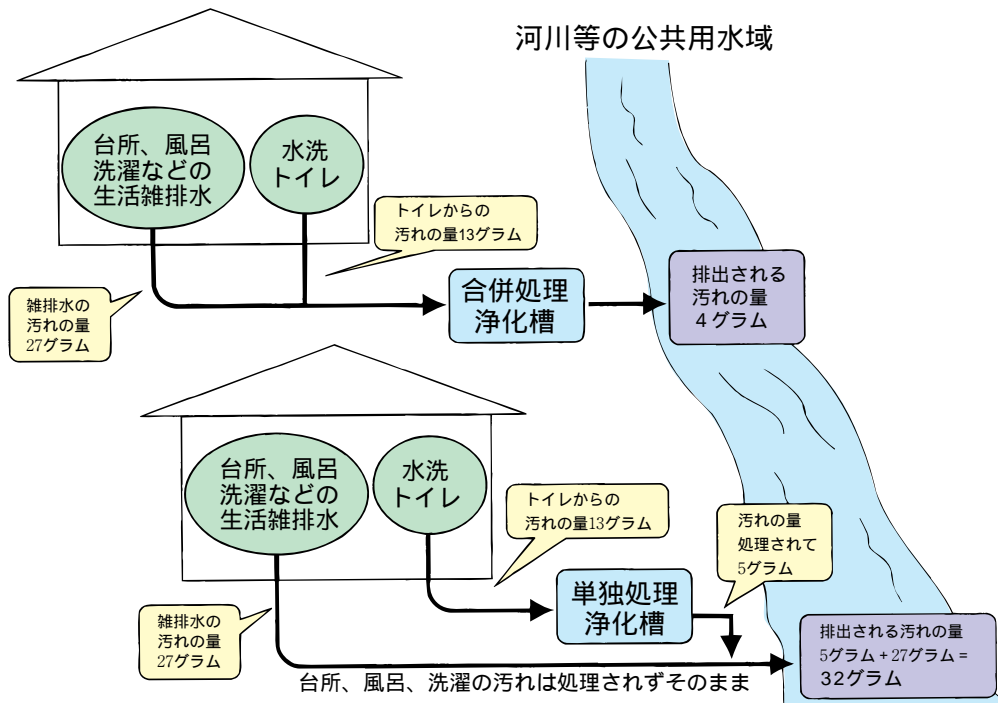
水質汚濁を防止するには、工場や事業場、家庭などからの排水に含まれている汚れの量を少なくすることが必要です。工場や事業場排水は、水質汚濁防止法によって全国一律基準で規制されていますが、県では、国の基準より厳しい上乗せ排水基準や県公害防止条例により規制の強化を図っています。これらについては、定期的に監視するとともに、必要に応じ、排水処理施設の設置などの改善指導を行っています。

また、生活排水については、下水道、農業集落排水、合併浄化槽などを整備することにより、水質の浄化に努めています。

合併浄化槽の整備事業の推移



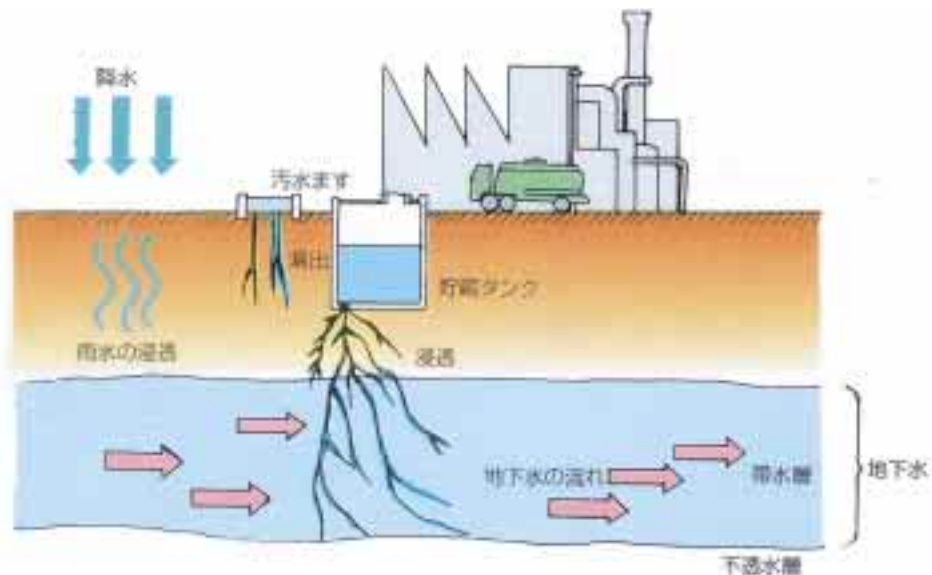
合併浄化槽と単独浄化槽の比較



地下水

水質汚濁防止法などにより、トリクロロエチレン等の有害物質を使用する事業場に対して、有害物質の地下浸透防止の監視・指導を行っています。

汚染物質の地下水への浸透



(4) 騒音・振動の防止

騒音・振動とは

騒音とは、「好ましくない音」、「ない方がよい音」の総称で、人に心理的、生理的な影響をもたらします。

振動とは、「人為的な揺れ」で人に不快感を与えます。

環境基準

騒音については、地域の類型及び時間の区分ごとに定められています。

音の大きさの例



デシベル：騒音レベルを測る単位

騒音・振動の現況

騒音・振動の発生源は、工場・事業場、建設作業のほか自動車や航空機などの交通騒音、深夜営業の飲食店、動物の鳴き声など多岐にわたっています。

平成9年度の騒音の環境基準達成率は、一般地域で49%、道路に面する地域で35%となっており、依然として低い状況となっています。

また、騒音は、公害苦情件数の種類の中で多数を占め、同時に振動を伴う場合もあります。

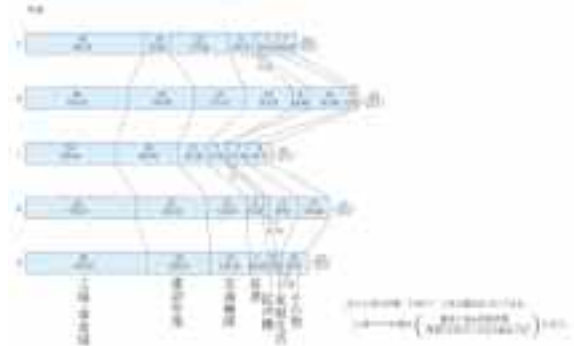
騒音に係る環境基準達成状況

地域の類型	一般地域			道路に面する地域		
	類型A	類型B	計	類型A	類型B	計
対象数	175	57	232	83	66	149
適合数	71	43	114	19	33	52
適合率(%)	40.6	75.4	49.1	22.9	50.0	34.9

注) 一般地域：道路に面する地域以外の地域

- 類型A：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
- 類型B：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

騒音苦情件数の推移



振動苦情件数の推移



騒音・振動防止対策

環境基準の類型指定を行っている市町において環境騒音の実態調査を行い、環境騒音の維持達成に努めるとともに、工場・事業場の騒音・振動については、立入検査により規制基準の適合状況の確認、指導を行っています。

自動車騒音については、沿道の騒音実態調査を行い、関係行政機関と対策の実施状況や調査測定結果の情報交換を行っています。

新幹線騒音については、JR西日本が病院、民家などの防音工事や防音壁の設置などの対策を行っています。

航空機騒音については、基地周辺の学校、病院、住宅などの防音工事に対する助成を行っています。

(5) 土壌環境の保全

土壌汚染とは

土壌汚染は、ほとんどが工場などから排出されたカドミウムや鉛など有害物質を含んだ排水やばい煙、廃棄物などにより土壌が汚染されることをいいます。土壌は、いったん汚染されると汚染物質が長期間残り、農畜産物などを通じて人の体内に取り込まれ、健康に影響を与えます。

土壌環境基礎調査

土壌の状況を把握するため、昭和54年度から県下全域を対象に農用地の土壌環境基礎調査を実施していますが、基準値(農用地土壌汚染対策の指定要件)を上回る値は検出されていません。

3. 自然と人が共生する豊かでうるおいのある環境の確保

(1) 豊かで多様な自然環境の保全

本県は、瀬戸内海、日本海、響灘と異なった特色を有する三つの海と内陸部には中国山地が走り、緑豊かな森林を形成しています。

海岸線は、延長約1,500kmに及んでおり、約半分の自然海岸は変化に富み、瀬戸内海沿岸は点在する多数の島と砂浜、干潟、日本海沿岸は美しい自然の湾や砂浜、奇岩により形成されています。

このような美しい自然は、私たちにとってかけがえのない財産であり、各種開発に対しては、貴重な自然環境の保全やそこに生息・生育する野生生物へ配慮することが求められています。

また、身近な自然とのふれあいを求める県民ニ

ーズが高まっていることから自然に親しみ、自然とふれあう場を積極的に創造することが求められています。

自然公園

本県には、瀬戸内海国立公園をはじめ、秋吉台、北長門海岸及び西中国山地の3か所の国立公園、羅漢山、石城山、長門峡及び豊田の4か所の県立自然公園があり、その総面積は42,677haで県土の約7%を占めています。

なお、近年の社会情勢の変化や利用者の多様化するニーズに対応し、適切な公園管理を行うため、公園区域及び公園計画を見直す「公園計画の再検討」を順次実施しています。

自然公園位置図



緑地環境保全地域等の位置図



緑地環境保全地域・自然記念物・自然海浜保全地区

県自然環境保全条例に基づき、森林、湖沼、溪谷等良好な自然環境を形成している緑地の区域を緑地環境保全地域として10か所指定するとともに、植物等で住民に親しまれ、学術的価値のあるものを自然記念物として31か所指定しています。

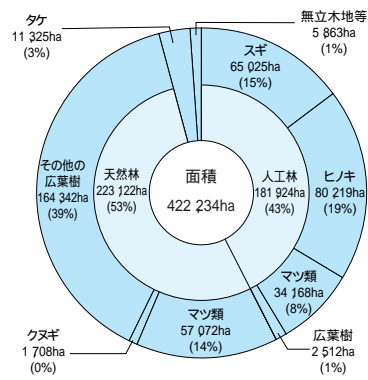
また、自然の状態が保たれ、海水浴、潮干狩り等で身近に親しまれている自然海浜の保全と適正利用を図るため、県自然海浜保全地区条例に基づき、8か所の自然海浜保全地区を指定しています。

森林環境の保全

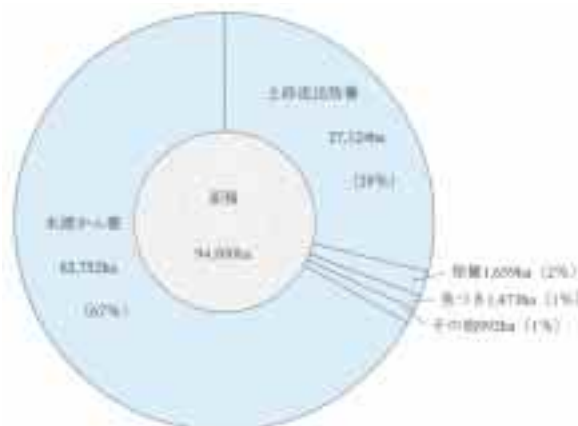
本県の森林面積は、43.4万haで総土地面積61.1万haの71%を占めています。この森林は、二酸化炭素の吸収・固定源であり、再生産が可能な木材の生産をはじめ、水資源のかん養、山地災害の防止、保健休養の場、野生生物の生息・生育等生物多様性の保全、自然景観の保全等多面的な機能を有しています。

これら森林の公益的機能を高度に発揮させる必要がある森林については、保安林に指定し、造林事業や治山事業を行い、森林浴等のレクリエーション活動の場の確保を図っています。

樹種別森林面積（民有林）



保安林の種類別面積



(2) 野生生物の保護と共生

県内には、約2,600種の植物をはじめ、約40種のは乳類、渡り鳥を含めた約330種の鳥類、約30種の両生類・は虫類、約60種の淡水産魚類、6,000種以上の昆虫類の野生生物の生息が確認され、防府市や豊浦町のエヒメアヤメ、美川町の南桑のカジカガエルは天然記念物に、また、熊毛町のナベヅルは特別天然記念物に指定されています。

八代のナベヅル（熊毛町）



このように県内には多種多様な野生生物が生息しているものの、各種開発などにより生息環境が破壊されたり、乱獲による種の減少が進むなど、その生息に重大な影響を受けています。

また、一方ではシカ、イノシシなど特定の鳥獣による農作物への被害が増大し、その予防対策が強く求められています。

鳥獣保護区等の設定状況

(10.31現在)

区域	箇所数	面積
鳥獣保護区	75	50,578 ha
特別保護地区	32	1,481
休 獵 区	49	82,886
銃獵禁止区域	48	76,355

鳥獣保護区等の区域図



野生鳥獣の保護

鳥獣は、自然を構成する大切な要素として自然生態系の維持に重要な役割を担っており、また、人間にとっても豊かな生活環境を形成する重要な要素であることから、これら鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護区などを設定しています。

特定鳥獣の保護管理

本県に生息するニホンジカは、県西北部に地域的に孤立・分布しており、本州最西端の地域個体群であることから、生物多様性の維持や学術的価値から重要であるとともに、一方では、シカによる農林業被害が発生しています。

このため、平成9年度には、適正な生息頭数や生息密度により管理するための詳細な実態調査を実施するとともに、計画的な有害鳥獣駆除による捕獲調整を行いました。

また、ツキノワグマについても、生息環境等の把握、被害予防対策、普及啓発活動などの保護管理を総合的に推進していきます。

貴重な野生生物の保護

野生動植物は、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものです。

このため、平成6年度に多種多様な動植物のうちから、調査対象種を選定し、「山口県の貴重な野生生物」として編集しました。さらに、絶滅のおそれのある種を選定し、それらの分布状況や生息状況を明らかにした「山口県版レッドデータブック」を平成12年度までに作成し、効果的な野生動植物の保護対策を講じることにしています。

(3) 身近な緑の保全と創造

県土緑化推進運動

緑は、やすらぎやうるおいのある快適な環境づくりに欠かせないものであり、緑に対する県民のニーズも高まっています。このため、緑豊かで住みたくなるふるさとづくり目標とする「第四次山口県緑化基本計画（グリーンプラン山口）」に基づき、「緑の募金」をはじめ、植樹活動やコンクール等を行う「県土緑化推進運動」を積極的に進めています。

都市公園等の整備

都市化が進展する中、都市の緑を提供する場として、また、スポーツや文化活動さらには、災害時の避難場所などの多様なオープンスペースとして計画的に整備することが必要となっています。

本県では、都市計画区域住民1人当たりの公園敷地面積は、平成9年度末9.5㎡となっており、これを平成22年度末には13㎡とすることを目標として整備を進めています。

また、市街地幹線道路には植樹帯を設け、歩道には植樹を施し、道路を含めた生活環境の改善を図っています。

都市公園整備事業の状況

公園名	種別	場所	面積(㎡)
江津公園	広域	小野田市	122.0
一の坂公園	広域	下関市	70.0
亀山公園	純全	山口市	8.9
熊野百年記念公園	広域	山口市	44.7
片原公園	広域	東和町	31.3
萩公園	広域	萩市	18.0
柳井公園	広域	柳井市	22.4

都市景観



パークロード（山口市）

(4) 親しみやすい水辺の保全と創造

多くの人々が親しめ、やすらぎとうるおいを与えてくれる河川を保全し、さらにはよりよいものとするために、河川環境の保全と利用に係わる施策を総合的・計画的に実施するため「河川環境管理基本計画」を策定しています。今までに、錦川水系、島田川水系など7箇所について策定しています。また、河川改修に当たっては、魚や昆虫が住みやすいように瀬や淵を造り、合わせて、自然石や自然の川岸を活かし、美しい自然環境を保全、創出する「多自然型川づくり」を進めています。

さらに、ダム、溪流、海岸などについても、自然景観や生態系に配慮した環境整備を進めています。

多自然型川づくり



一の坂川（山口市）

(5) 良好な景観や歴史的環境の保全

本県には、身近なところに多くの美しい景観、歴史的建造物やまち並みが残っており、人々の心を豊かにしてくれるとともに、ふるさとへの愛着心や連帯感を高めるものとなっています。

これらの景観を保全するため、屋外広告物の規制、良好な景観形成の誘導や県民の自主的な景観形成活動を促進することで、地域の特性を活かした景観形成及び魅力あるまちづくりを進めています。

農村景観



棚田（油谷町）

歴史的景観



白壁の町並み（柳井市）



江戸屋横町（萩市）

(6) 自然と人とのふれあいの確保

自然を守り、次世代に伝えていくためには、県民一人ひとりが自然のすばらしさや大切さを理解することが重要です。このため、あらゆる機会を活用し、多様な自然との出会い、楽しい自然とのふれあい活動、多様な自然の仕組みの学習、さらには、豊かな自然の中でのボランティア活動などの各種行事を実施しています。

新緑と野鳥を訪ねる会



自然公園クリーンデー



4. すべての者の参加による自主的取組の促進

(1) 県民、事業者等の自主的取組の促進

今日の環境問題を解決し、良好な環境を形成するためには、県民と行政が一体となって行動し、それぞれの役割を積極的に果たしていくことが重要です。このため、県では、「環境の日キャンペーン」の実施、「快適なくらしフェア」の開催など環境保全に関する普及・啓発に努めているほか、広報・啓発用冊子やパンフレット等の作成・配布を行っています。

環境月間行事実施状況（平成9年度）

区分	行事の内容	実施主体	団体数	回数
各種会合等	講演会、研修会、講習会、研究会、自然観察会等	県	1	9
		市町村	9	13
		民間団体	30	45
作品募集、展覧会等	作文、ポスター、標語、絵画等	県	1	1
		市町村	8	8
		民間団体	26	26
表彰	環境保全功労者、環境美化功労者等	県	1	1
		市町村	1	1
		民間団体	3	3
施設公開	公害関係試験研究機関、下水道、清掃工場等	県	-	-
		市町村	2	8
		民間団体	2	8
環境美化運動	清掃、植樹等	県	1	1
		市町村	22	24
		民間団体	89	158
環境の日キャンペーン	啓発チラシ、花の種配布、職員ノーマイカー通勤等	県	1	10
		市町村	-	-
		民間団体	-	-

民間団体の活動の促進

「山口県環境衛生連合会」、「山口県連合婦人会」などの民間団体は、空き缶投げ捨て防止運動、緑化運動、ごみ減量運動、リサイクル商品の積極的利用等に取り組んでいます。県では、民間団体が実施する講習会等に環境保全活動推進アドバイザーを派遣するなど地域活動を支援しています。

環境アドバイザーの派遣



環境に配慮した事業活動の促進

平成8年に実施した意識調査結果によると、「法規制を遵守するだけでなく、汚染物質や廃棄物の削減、省資源・省エネルギー等の環境配慮に努める」との回答が87%を占めていました。県では、事業者の自主的な環境保全への取組をさらに促進するため、環境保全対策施設整備資金や中小企業制度融資等の融資制度を設けています。

県、市町村の率先実行の推進

県では、平成10年3月に「やまぐち環境創造プラン」に基づき、県自らが事業者・消費者の立場で取り組むべき環境保全のための具体的な行動を示す「山口県庁エコ・オフィス実践プラン」を策定し、その実践に努めています。なお、下関市、小野田市など7市が計画を策定し、同様の取組が進められています。

山口県庁エコ・オフィス実践プラン

【大項目】

- 1 省資源・省エネルギー
- 2 廃棄物の減量化・リサイクル
- 3 環境に配慮した製品等の購入（グリーン購入）
- 4 建築物の建設・管理等に当たっての環境保全への配慮
- 5 地球環境保全への配慮
- 6 職員の環境保全意識の向上

【重点取組事項】：9事項43項目、計画期間：平成10～14年度

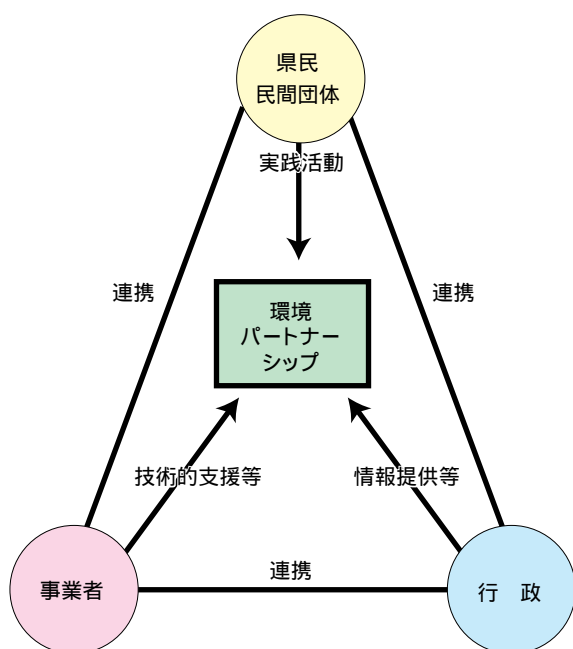
重点取組事項	目標
用紙類の使用量の削減	コピー用紙：現状から10%削減
再生紙の使用促進	コピー用紙：再生紙の使用率100%
電気及び燃料使用量の削減	電気使用量：現状から5%削減
水使用量の削減	燃料使用量：現状から5%削減
ごみの削減・リサイクルの推進	水使用量：現状から5%削減
公用車等の利用合理化やノーマイカー通勤の促進	ごみ排出量：現状から10%削減
低公害車等の導入	紙類の回収量：現状から10%削減
環境負荷の少ない製品、原材料等の使用（グリーン購入の推進）	ノーマイカーデー：2回/月
地球温暖化防止対策の推進	公用自転車等の設置：10台（当面）
	低公害車の割合：公用車の5%
	二酸化炭素排出量：現状から10%削減



(2) パートナーシップによる活動の促進

環境保全に関する取組は、県民、民間団体、事業者、行政がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、協力・連携し自発的、主体的に進めることが重要となっています。

このため、環境の状況や県民の取組状況等の情報の提供、活動の機会の提供等を実施し、環境パートナーシップの形成を図ります。



(3) 環境教育・環境学習の推進

環境教育・環境学習の目的は、環境に対する関心を持ち、様々な人間活動と環境との関わりを理解し、環境の保全と創造のための行動を促すことにあります。

このため県では、環境読本（一般、高校生、中学生用）、リーフレット、パネルの作成等環境教育・環境学習用機材の整備を図ってきました。平成11年3月には、「水環境」、「ごみ」、「酸性雨」について、現場での体験学習のためのプログラムを作成しました。

今後、環境学習・環境保全活動推進拠点施設の整備の検討、環境学習プログラムの追加作成等を進めていきます。

親と子の水辺の教室



5.地球環境の保全と国際協力の推進

(1) 地域からの地球環境保全の推進

地球環境問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、野生生物の減少、砂漠化などです。その特徴は、

影響・被害が国境を越え、数世代にも及ぶこと。

個々の環境問題が相互に結びつきをもっていること。

問題の解決には、地球規模の取組を必要とすること。

などで、国際的な取組、国レベルでの取組のほか、地域レベルでの取組も重要となっています。



地球となかよし県民運動

地球温暖化の原因となる二酸化炭素は、日常生活等のあらゆる活動から排出されており、身近な取組が効果があることから、すべての主体（県民、民間団体、事業者、行政）が連携して地球温暖化防止に向けて取り組む「地球となかよし県民運動」を平成10年6月から開始しています。



快適なくらしフェア

平成10年9月に快適なくらしフェアを「みんなで取り組む地球温暖化防止」をテーマに光市で開催しました。



太陽光利用インフォメーションシステム

太陽光を利用したインフォメーションシステムを平成10年度に下関市、山口市、岩国市の3か所に設置し、最新の情報提供など積極的な啓発を行うことにしています。



(2) 国際協力の推進

国際環境交流

本県と中国山東省との環境保全に関する相互交流を促進するため、平成10年9月に山東省の公司(工場)の管理者2名を受け入れ、県庁や民間会社で技術研修等を行いました。また、本県から環境保全技術者を派遣しています。



国際環境シンポジウムの開催

平成9年10月に、世界各国が抱えている地球環境問題に対する理解と認識を深めてもらう目的で、宇部市で「山口・宇部 97国際シンポジウム」を開催しました。

アジアや欧米の環境分野の専門家が参加し、環境問題解決の糸口を議論し、「宇部アピール」として取りまとめ、同年12月の地球温暖化防止京都会議の場で公表しました。



また、従来から本県との友好交流を進めている中国山東省、韓国慶尚南道との環境分野での協力体制をより一層充実させるため、平成10年2月に下関市で「山口国際環境シンポジウム」を開催しました。このシンポジウムでは、三県省道の共通の課題として酸性雨問題を掲げて討議を行い、

- 酸性雨共同調査・研究の実施
- 技術者や研究者等の交流の促進

技術協力や情報交換等の持続的な実施の3項目について共同声明として発表しました。



共同調査等

三県省道酸性雨調査事業

酸性雨問題について、国際協力による地域からの積極的な対策を講じることが重要であることから、本県、中国山東省及び韓国慶尚南道で平成10年4月から酸性雨の共同調査・研究を開始しています。

緑の黄河合作事業

平成10年度から、中国山東省の黄河沿岸部において、山東省との相互協力により、砂漠化(沖積黄土の飛散)を防ぐ防砂林の造成を行う「緑の黄河」合作事業を実施し、平成10年度は70haの森林造成を行いました。






やまぐち環境創造プランの主な目標

項 目	現 状	目標(平成22年度)
環境への負荷の少ない循環型社会の構築		
ごみのリサイクル率	7.6%(7年度)	25%
ごみ排出量	1,084g/日、人(7年度)	900g/日、人
広域最終処分場	0 (8年度)	300万
産業廃棄物のリサイクル率	25%(3年度)	40%
生活排水処理率	51%(8年度)	85%
水源地域の森林整備率	5,400ha(7年度)	17,000ha
自然と人との共生する豊かでうるおいのある環境の確保		
多自然型川づくり	3か所(8年度)	70か所
都市公園面積	9.2㎡/人(8年度)	13㎡/人
電線類地中化延長	15.7km(7年度)	85km
すべての人の参加による自主的取組の促進		
緑の少年隊の数	85隊(8年度)	100隊(13年度)
こどもエコクラブの数	67団体(8年度)	500隊
環境学習参加者数	4,304人(8年度)	30,000人
地球環境の保全と国際協力の推進		
二酸化炭素(CO ₂)排出量	12,158千トンC (2年後、消費ベース)	18%削減
環境保全研修員の受人数(累積)	24人	100人
環境技術者等の海外派遣(累積)	18人	100人

地球となかよし自己点検表

行動内容 (点数をつけてみよう!)		評価基準: 5 よくできた 3 まあまあできた 1 ほとんどできなかった	点検回数(注意:点検回数は、自由にきめてください。)		
			1	2	3
家庭内	使用していない電気製品のコンセントを抜いていますか?				
	テレビや照明などのスイッチをこまめに消していますか?				
	冷蔵庫に熱いものをそのまま入れていませんか?				
	冷蔵庫のスイッチが「強」のままになっていませんか?				
	洗濯の時、必要以上の洗剤を使用していませんか?				
	長時間テレビをつけっぱなしにしていませんか?				
	エアコンの設定温度を適切に調整していますか?				
	冷蔵庫を何度も開閉したりしていませんか?				
	まとめて洗濯をしていますか?				
	部屋を片付けて掃除機を使っていますか?				
	待機電力が入ったままになっていませんか?				
	エアコンのフィルターが汚れたままになっていませんか?				
掃除機にごみがたまったままになっていませんか?					
水道	顔や食器を洗うとき、水やお湯を流しっぱなしにしていませんか?				
	湯沸かし器の口火(種火)をつけっぱなしにしていませんか?				
ごみ	アルミ缶、牛乳パック、トレイ等をリサイクルしていますか?				
	ごみを減らしたり、堆肥にしたりするなど有効利用していますか?				
	買い物に行く時は、買い物袋を持参していますか?				
自動車	自動車の急発進、急加速、空ぶかしをしていませんか?				
	車の使用を控え、自転車などを使用していますか?				
	不必要なアイドリングはしていませんか?				
	不要な荷物を積んだまま走っていませんか?				
	経済速度(高速道路80km等)で走っていますか?				
合計(平均点)					

毎日の生活を振り返って、自分自身の取組状況を
チェックしてみよう!
家族で点数をつけて、平均点をだしてみよう!
一番のエコライフ人間はだれかな?
(3回続けて一番になれば、もう立派なエコライフ人間だよ!)

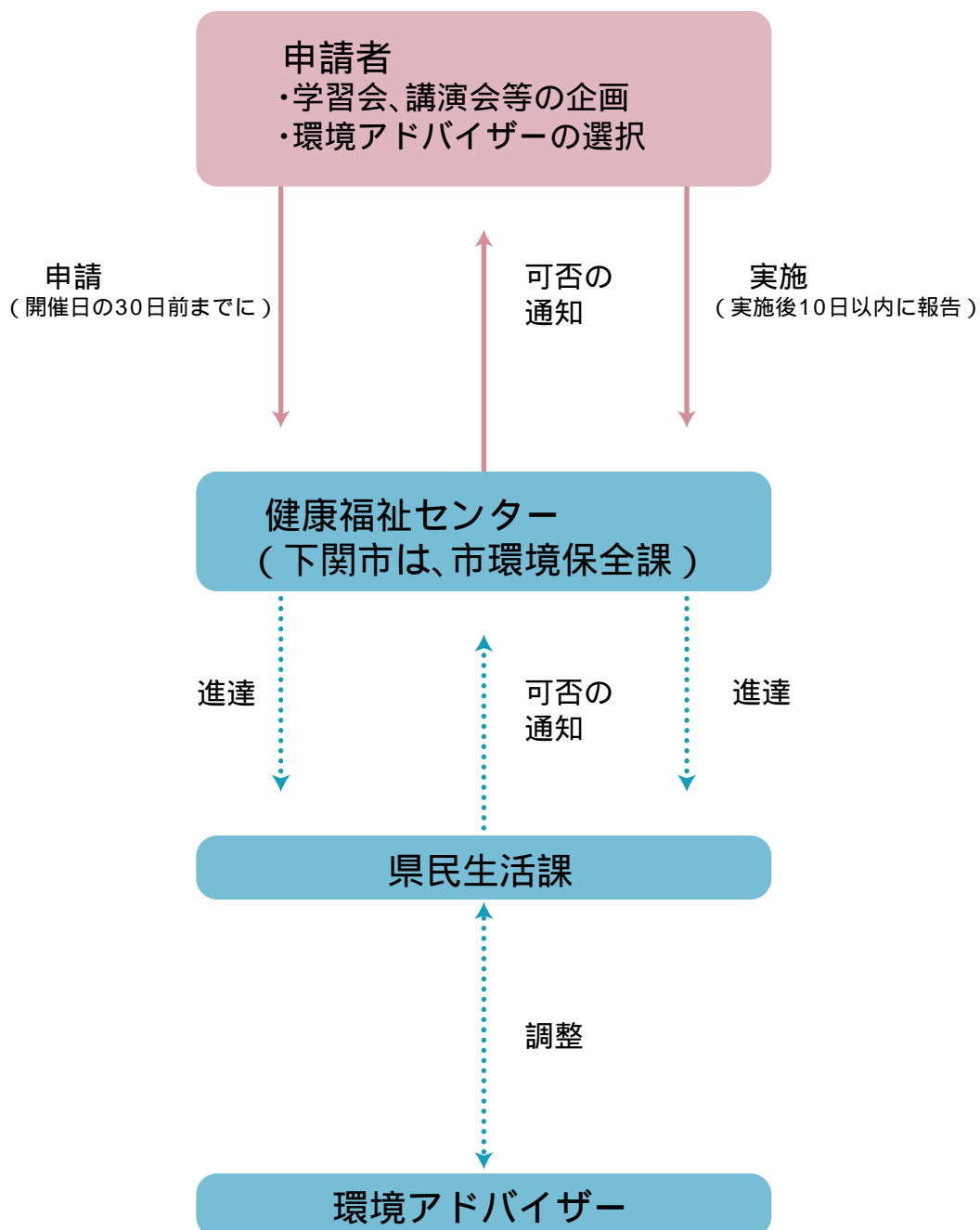
	おとうさんのチェック欄です。
	おかあさんのチェック欄です。
	子どもたちのチェック欄です。

環境保全活動推進アドバイザー派遣制度

環境保全活動推進アドバイザー派遣制度とは

環境保全活動団体、婦人会、消費者団体等が、実施する環境に関する学習会、講演会等(概ね30人以上の参加、営利を目的としないもの)へ、県が、無料で講師(環境アドバイザー)を派遣するものです。

申請等の手続き



環境保全行政の担当課所

環境問題についてのお問い合わせは、次のところをお願いします。

県の担当課

県 民 生 活 課	0839-33-2690	環境白書、地球温暖化防止、国際交流（環境関係）環境学習、環境パートナーシップ
環 境 保 全 課	0839-33-3030	大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、工場・事業場の規制・指導、公害防止協定、公害苦情処理、環境保全資金の融資、ダイオキシン、環境ホルモン
環境アセスメント室	0839-33-2933	環境影響評価、公害防止計画
廃 棄 物 対 策 室	0839-33-2992	一般廃棄物、産業廃棄物
自 然 保 護 課	0839-33-3050	自然保護、野生鳥獣保護、自然公園
生 産 流 通 課	0839-33-3380	土壌環境、環境保全型農業
経 営 普 及 課	0839-33-3366	農業の汚染防止
農 村 整 備 課	0839-33-3400	農業集落排水事業
畜 産 課	0839-33-3430	畜産環境、環境保全型農業
林 政 課	0839-33-3450	緑化推進
水 産 課	0839-33-3540	赤潮
漁 港 漁 村 課	0839-33-3560	漁業集落排水事業
都 市 計 画 課	0839-33-3720	都市公園、風致地区
下 水 道 室	0839-33-3740	下水道事業
河 川 課	0839-33-3770	河川環境整備
港 湾 課	0839-33-3810	港湾環境整備

健康福祉センター

岩国健康福祉センター	保健環境部（環境保健所）	0827-29-1528
柳井健康福祉センター	保健環境部（環境保健所）	0820-22-3631
徳山健康福祉センター	保健環境部（環境保健所）	0834-31-6394
防府健康福祉センター	保健環境部（環境保健所）	0835-22-3740
山口健康福祉センター	保健環境部（環境保健所）	0839-34-2536
宇部健康福祉センター	保健環境部（環境保健所）	0836-31-3200
豊浦健康福祉センター	保健環境部（環境保健所）	0837-72-2241
長門健康福祉センター	保健環境部（環境保健所）	0837-22-2811
萩健康福祉センター	保健環境部（環境保健所）	0838-25-2663

市町村の担当課

市 町 村 名	課 名	電 話	市 町 村 名	課 名	電 話
下 関 市	環 境 保 全 課	0832-31-1562	大 和 町	保 健 衛 生 課	0820-48-2211
宇 部 市	生 活 環 境 課	0836-31-4111	田 布 施 町	町 民 課	0820-52-5810
山 口 市	環 境 保 全 課	0839-22-4111	平 生 町	民 生 課	0820-56-3111
萩 市	環 境 衛 生 課	0838-25-3131	熊 毛 町	保 健 衛 生 課	0833-92-0036
徳 山 市	環 境 対 策 課	0834-22-8324	鹿 野 町	生 活 環 境 課	0834-68-2332
防 府 市	生 活 環 境 課	0835-25-2171	徳 地 町	町 民 課	0835-52-1113
下 松 市	環 境 保 全 課	0833-45-1827	秋 穂 町	町 民 課	0839-84-8022
岩 国 市	環 境 保 全 課	0827-22-4141	小 郡 町	衛 生 課	0839-73-2411
小 野 田 市	環 境 保 全 課	0836-83-2780	阿 知 須 町	環 境 保 健 課	0836-65-4111
光 市	環 境 保 全 課	0833-72-1400	橋 町	住 民 課	0836-67-0311
長 門 市	保 健 衛 生 課	0837-23-1134	山 陽 町	生 活 環 境 課	0836-72-1111
柳 井 市	生 活 環 境 課	0820-22-2111	菊 川 町	町 民 課	0832-87-4004
美 祢 市	環 境 保 全 課	08375-2-1110	豊 田 町	町 民 課	08376-6-1050
新 南 陽 市	生 活 環 境 課	0834-63-0001	豊 浦 町	福 祉 健 康 課	0837-72-0611
久 賀 町	保 健 衛 生 課	08207-2-0281	豊 北 町	福 祉 健 康 課	0837-82-0061
大 島 町	生 活 環 境 課	08207-4-3000	美 東 町	保 健 衛 生 課	08396-2-5005
東 和 町	環 境 整 備 課	08207-8-2206	秋 芳 町	住 民 課	08376-2-0331
橋 町	生 活 環 境 課	08207-7-5505	三 隅 町	生 活 環 境 課	0837-43-1900
和 木 町	住 民 サ ー ビ ス 課	08275-2-2135	日 置 町	保 健 衛 生 課	0837-37-2111
由 宇 町	住 民 生 活 課	0827-63-1111	油 谷 町	住 民 課	0837-32-1111
玖 珂 町	環 境 生 活 課	0827-82-2511	川 上 村	保 健 福 祉 課	0838-54-2900
本 郷 村	民 生 課	0827-75-2311	阿 武 町	民 生 課	08388-2-3111
周 東 町	保 健 課	0827-84-1111	田 万 川 町	環 境 衛 生 課	08387-2-0300
錦 町	住 民 課	0827-72-2111	阿 東 町	住 民 課	08395-6-0795
大 島 町	町 民 課	0820-45-2211	む つ み 村	健 康 福 祉 課	08388-6-0212
美 川 町	住 民 課	0827-76-0220	須 佐 町	民 生 課	08387-6-2211
美 和 町	環 境 整 備 課	0827-96-1705	旭 村	住 民 課	0838-55-0211
上 関 町	生 活 環 境 課	0820-62-0314	福 栄 村	生 活 環 境 課	0838-52-0121

この冊子は、環境白書（平成10年版）の概要を取りまとめたものです。山口県の環境の現状等について、もっとお知りになりたい方は、環境白書をごらんください。白書は下記のところでは取り扱っています。

刊行物センター（県庁1階）

〒753-8501 山口市滝町1 - 1 TEL 0839-33-2583

頒価 2,100円（消費税込み）

やまぐちの環境

山口県環境生活部県民生活課
豊かな環境づくり推進室
〒753-8501 山口市滝町1 - 1
電話 0839-33-2690